

令和5年度決算

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費調

消費税の引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分(社会保障財源化分)については全て社会保障経費の財源とし、その充当について決算の説明資料等において明らかにすることとされているため、以下のとおり明示します。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 100,860 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,120,322 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	270,714	142,807			25,038	102,869
	高齢者福祉事業	3,130	1,340			350	1,440
	児童福祉事業	517,221	384,687		14,478	23,110	94,946
	小計①	791,065	528,834		14,478	48,498	199,255
社会保険	国民健康保険事業	54,456	33,314			4,139	17,003
	介護保険事業	114,092	8,643			20,642	84,807
	小計②	168,548	41,957			24,781	101,810
保健衛生	健康診査等事業	19,589	5			3,834	15,750
	予防接種事業	21,620				4,232	17,388
	後期高齢者医療事業	119,500	19,808			19,515	80,177
	小計③	160,709	19,813			27,581	113,315
合計(①+②+③)		1,120,322	590,604		14,478	100,860	414,380

※ 事業費からは、事務費及び人件費を控除しています。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて案分の上、充当しています。